

令和6年第9回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

令和6年9月10日（火）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 正木善昭

2番 大井栄一

3番 中野 栄

4番 三須清一

6番 森 茂

8番 根本 博

9番 大炊三枝子

10番 田口 忠

4. 欠席委員

5番 宮久保 勝

7番 川村泉治

5. 出席事務局職員

局長 大井一郎

次長補佐 鈴木光一

主任 片桐圭悟

主査 富塚隆則

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第5条（委員会）について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第 5 号 我孫子市農業委員会の所管に係る我孫子市個人情報の適切な管理の
ための措置に関する規程（案）の制定について

報告事項

報告第 1 号 農地法第 4 条（届出）について

報告第 2 号 農地法第 5 条（届出）について

報告第 3 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について

三須清一会長 ただいまから令和6年第9回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。本日は、委員8名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

はじめに、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

会議規則第18条第2項の規定により、

6番 森 茂委員

8番 根本 博委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の片桐主任を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第5号までの合計5議案についてです。

議案第1号「農地法第5条について」1件、議案第2号「農用地利用集積等促進計画の公告について」6件、議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」10件、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」2件、議案第5号「我孫子市農業委員会の所管に係る我孫子市個人情報適切な管理のための措置に関する規程（案）の制定について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

三須清一会長 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより、議事に入ります。

議案第1号「農地法第5条について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第5条について」次のとおり、許可申請があったので審議を求

める。

提出日 令和6年9月10日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をします。

議案資料も1ページからとなります。

申請地は、〇〇字〇〇地先の田1筆、面積は1,016平方メートルの所有権移転をするものです。

太陽光発電施設の設置になります。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇の北東側約300mに位置しています。

位置図は、議案資料の4ページをご覧ください。

計画する太陽光発電施設は、パネル板150枚、パワーコンディショナー10台を設置し、89.25キロワットを発電するものです。

土地造成については、ほぼ現状のままで利用できる状態のため、盛土や切土は行いません。

雨水は敷地内に自然浸透させ、設備周囲はフェンスで囲います。

周辺土地所有者への周知は、現地に周知標識を設置しております。

今後、意見や質問等あれば真摯に対応することです。

事業に係る経費は、土地代金を含めて〇円になり、全額自己資金で行う予定です。

金融機関の預金残高証明書で確認しています。

また、小売電気業者「株式会社エコスタイル」への売電は、20年固定で1キロワット当たり税抜き〇円です。

電力会社への申し込みは済んでおり、経済産業省への登録も完了しています。

なお、当該地は、申請人が相続した昭和61年当時、すでに駐車場となっていました。が、農地法をよく理解していなかったことから、転用の許可申請をしていませんでした。

このため、始末書が提出されています。

始末書は、議案資料36ページとなります。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて中野第1調査副会長から調査結果についての報告をお願いします

す。

中野栄調査副会長 議案第1号について、調査結果を報告します。

第1調査会で代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

申請地は、太陽光発電施設を計画する要素である障害物もなく平坦地で道路に接しているため、設置が容易であり埋め立ても必要ないことから、太陽光発電事業用地として適しています。

当該地についての現地調査での立地基準は、宅地化の状況が住宅の用、若しくは事業の用に供する施設、または、公共施設、若しくは、公益的施設が連たんしている程度に達している区域に近接している区域内にある農地で、市街地から500m以内であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

農地法第5条の許可要件である立地基準を満たしておりますが、調査会当日までに手賀沼土地改良区からの意見書の提出がなかったため、第1調査会では全員一致で継続審議との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

三須清一会長 再開します。

これより、議案第1号「農地法第5条について」質疑に入ります。

第1調査会では継続審議との結論に至りましたが、ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。継続審議することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については継続審議とすることに決定いたしました。

引き続き、議案第2号「農用地利用集積等促進計画の公告について」審議します。
それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積等促進計画の公告について」次のとおり、促進計画案について審議を求めます。

提出日 令和6年9月10日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。議案資料は37ページからとなります。

農用地利用集積等促進計画の公告は6件です。

整理番号1番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目畑2筆、合計面積は3,051平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号2番、使用貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は799平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は合同会社くいしんぼう組で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は無償です。

整理番号3番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は2,571平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は株式会社飯塚農場で、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米〇kgです。

整理番号 4 番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田 4 筆、〇〇字〇〇地先の田 1 筆、合計面積は 12,210 平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 5 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 5 番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 2,002 平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 5 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 6 番、使用貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑 1 筆、面積は 442 平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 5 年間、借賃は無償です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて中野第 1 調査副会長から議案第 2 号の調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査副会長 議案第 2 号について、調査結果を報告します。

整理番号 1 番の受人の経営面積は、借受地のみ約 1.68 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 300 日です。トラクター、耕運機を揃えています。

整理番号 2 番の受人の経営面積は、借受地を含め約 0.14 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 330 日、妻が 270 日です。トラクター、農用車、管理機等を揃えています。

整理番号 3 番の受人の経営面積は、借受地を含め約 26.34 ヘクタールで農業従事日数は、本人が年間 250 日です。トラクター、コンバイン、田植機等を揃えています。

整理番号 4 番及び整理番号 5 番の受人の経営面積は、借受地を含め約 11.7 ヘクタール

ルで、農業従事日数は、本人が年間 200 日、妻が 100 日、子の夫が 200 日、子がそれぞれ 100 日ずつです。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号 6 番の受人の経営面積は、借受地のみ約 0.59 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 350 日、妻も 350 日です。トラクター等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 1 調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項 2 号、3 号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員を一致をもって「意見なし」との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画の公告について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。農用地利用集積等促進計画の公告について「意見なし」とすることに賛成の委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 6 ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和4年法律第56号」附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画（案）を決定するため審議を求める。

提出日 令和6年9月10日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。議案資料は43ページからとなります。

農地利用集積計画（案）の申請件数は、賃借権設定が、10件です。

整理番号1番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の他4筆、〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の田2筆、合計面積2,078平方メートルです。

転貸人は、公益社団法人千葉県園芸協会で、受人は特定非営利活動法人手賀沼トラストで、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たり〇円です。

整理番号2番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の田3筆、合計面積980平方メートルです。

転貸人は、公益社団法人千葉県園芸協会で、受人は特定非営利活動法人手賀沼トラストで、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たり〇円です。

整理番号3番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の畑2筆、合計面積648平方メートルです。

転貸人は、公益社団法人千葉県園芸協会で、受人は特定非営利活動法人手賀沼トラストで、渡人は〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たり〇円です。

整理番号4番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の畑2筆、田2筆、合計面積1,446平方メートルです。

転貸人は、公益社団法人千葉県園芸協会で、受人は特定非営利活動法人手賀沼トラストで、渡人は〇〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たり〇円です。

整理番号5番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の畑1筆、面積756平方メートルです。

転貸人は、公益社団法人千葉県園芸協会で、受人は〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人

は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号6番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の畑1筆、面積308平方メートルです。

転貸人は、公益社団法人千葉県園芸協会、受人は〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号7番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の畑1筆、面積1,505平方メートルです。

転貸人は、公益社団法人千葉県園芸協会、受人は〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号8番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の畑1筆、面積330平方メートルです。

転貸人は、公益社団法人千葉県園芸協会、受人は〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借り賃は全面積で〇円です。

整理番号9番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の畑2筆、合計面積1,321平方メートルです。

転貸人は、公益社団法人千葉県園芸協会、受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号10番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の田1筆、面積3,036平方メートルです。

転貸人は、公益社団法人千葉県園芸協会、受人は有限会社今井興業ライスセンター、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米〇kg相当額です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査副会長から調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査副会長 議案第3号について、調査結果を報告します。

整理番号1番から整理番号4番の受人の経営面積は、借受地のみ約1.94ヘクタールで、農業従事日数は、理事が3人で年間90日ずつです。

管理機、草刈機、田植機を揃えています。

整理番号5番の受人の経営面積は、借受地のみ約0.08ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日です。

耕運機を揃えています。

整理番号6番から整理番号8番の受人の経営面積は、借受地のみ約0.59ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間350日で、妻も350日です。

トラクター等を揃えています。

整理番号9番の受人の経営面積は、借受地のみ約0.8ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日です。

トラクター等を揃えています。

整理番号10番の受人の経営面積は、借受地を含め約26.28ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間253日で、妻が100日、子が300日、子の妻が45日です。

トラクター、コンバイン、田植機等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、受人の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和4年法律第56号」による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。以上です。

三須清一会長 これより、議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号については原案どおり決定することとしました。

次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の12ページをお開きください。

議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」次のとおり相続税の納税猶予に関する適格者証明書の証明願があったので、審議を求める。

提出日 令和6年9月10日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。議案資料は47ページからとなります。

整理番号1番について、相続人が相続税の納税猶予の特例適用を受けるために、当該農地等を所有していた被相続人が、当該農地等につき、その死亡の日まで農業を営んでいた個人に該当するものであること、また、その相続人が相続税の申告期限までに、当該農地について農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行うと認められる者であることの証明を行うものです。

このことから、現地の状況を確認しました。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査副会長から調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査副会長 はい。

議案第4号、整理番号1番について、調査結果を報告します。

申請人立会いの下、現地調査をしました。

申請地は、〇〇字〇〇地先の畑2筆、合計面積は1,093平方メートルを相続により継承するものです。

被相続人、相続人はともに〇〇の農業者です。

相続人の農業従事日数は、本人が年間100日です。

耕運機を揃えています。

また、申請地を確認したところ、農地を適正に耕作されており、今後も耕作する意思があることを確認できました。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では全員一致をもって証明相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第4号整理番号1番について質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号整理番号1番については原案どおり証明することいたします。

次に議案第4号整理番号2番について、審議します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは議案の説明をします。議案資料は 53 ページからとなります。

整理番号 2 番について、相続人が相続税の納税猶予の特例適用を受けるために、当該農地等を所有していた被相続人が、当該農地等につき、その死亡の日まで、農業を営んでいた個人に該当するものであること、また、その相続人が相続税の申告期限までに、当該農地について農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行うと認められる者であることの証明を行うものです。

このことから、現地の状況を確認しました。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第 1 調査副会長から調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査副会長 議案第 4 号整理番号 2 番について、調査結果を報告します。

申請人立会いの下、現地調査をしました。

申請地は、〇〇字〇〇の畑 1 筆、面積は 614 平方メートルを相続により継承するものです。

被相続人、相続人はともに〇〇の農業者です。

相続人の農業従事日数は、本人が年間 100 日です。

鍬やスコップ等を揃えています。

また、申請地を確認したところ、農地を適正に耕作されており、今後も耕作する意思があることを確認できました。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 1 調査会では全員一致をもって証明相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第 4 号整理番号 2 番について、質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより、採決します。決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号整理番号2番については原案どおり証明することいたします。

次に、議案第5号「我孫子市農業委員会の所管に係る我孫子市個人情報の適切な管理のための設置に関する規程（案）の制定について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の13ページをお開きください。

議案第5号「我孫子市農業委員会の所管に係る我孫子市個人情報の適切な管理のための設置に関する規程（案）の制定について」この会の意見を求めます。

提出日 令和6年9月10日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をします。議案資料は59ページからとなります。

「我孫子市個人情報の適切な管理のための設置に関する規程」には、行政委員会が含まれていないことから、我孫子市農業委員会が管理する個人情報の適切な管理のための設置に関し規程を制定するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 これより、議案第5号に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより、議案第5号「我孫子市農業委員会の所管に係る我孫子市個人情報の適切

な管理のための設置に関する規程（案）の制定について」採決します。

制定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第 5 号については、原案どおり制定することに決定いたしました。

続いて報告事項に移ります。事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。

報告は第 1 号から第 3 号までの 3 件です。

報告第 1 号は「農地法第 4 条の規定による届出に対する専決処分について」で、1 件受理しました。

届出事由は、住宅です。

報告第 2 号は「農地法第 5 条の規定による届出に対する専決処分について」で、8 件受理しました。

届出事由は、住宅が 8 件です。

報告第 3 号は「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について」で、1 件受理しました。

届出事由は、相続です。

以上です。

三須清一会長 報告第 1 号から 3 号について、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和6年第9回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。